

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

児童・生徒の安全・安心な教育環境を確保するとともに、防災、減災、国土強靱化の観点から、避難所としての機能を向上させるため、秩父市学校施設長寿命化計画に基づき、市内小中学校の校舎・体育館の老朽化対策を図る。

本整備計画においては、老朽化が著しく、健全度が低い荒川西小学校校舎、影森中学校校舎及び高篠中学校校舎の大規模改造工事を実施する。

#### (2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

#### (3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		13 校
中学校		8 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		2 園
幼保連携型認定こども園		1 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	5 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	17 箇所
	学校武道場	3 箇所
	社会体育施設	0 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup> 秩父市学校施設長寿命化計画	有	令和2年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	無し	令和3年7月(予定)

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、当初計画した目標の達成度合を計測し、評価結果等を当市のホームページ等で公表する。</p>
---

